

パブリック・コメントにより寄せられた意見の概要及び意見に対する現状の市の考え方（案）

5 選定から移行までの対応

民間移行に至るまでの準備期間として最低でも1年間の期間を確保し、次のとおり移行準備を行います。なお、当準備期間中において、市は進行管理を徹底するとともに、民間移行に向けた懸念が生じた際は、調整を行うことのほか必要な改善指導を行います。

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 準備期間は、1年でなく2年に変更すべきである。（同意見13件） ○ 「民間に移行するまでの期間が最低1年」この部分がかかり短い気がします。最低でも3年はかけていただきたいと思います。 ○ 民間活力の導入までには最低限今から5年の準備期間を設けること。 ○ 移行期間が短いため、6年間かけての意向を強く望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他市の事例等を研究し、検討を進めてまいります。

(1) 三者協議会の設置

事業者決定後、すみやかに保護者、事業者及び本市による話し合いの場を設置し、民間移行に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 三者協議会における保護者の同意が得られた場合は条件変更が可とあるが、三者協議会の保護者の意見は在籍児童の保護者の過半数で覆せることを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三者協議会における保護者代表の意見については、保護者の総意に基づき行われるものと考えております。このことから、素案の表記のとおりとさせていただきますのでご了承ください。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 三者協議会においては市の方針を押し通すことのないように、保護者が納得するまで話し合いを行い、保護者の要望に沿ってほしい。（同意見1件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当ガイドラインに基づき、保護者のご意見、ご要望を尊重しながら民間移行を進めてまいります。

(2) 保育内容の引き継ぎ

三者協議会に基づき、対象施設の保育水準を継承することを前提に引き継ぎを実施します。具体的な内容としては、施設長予定者及び主任予定者を中心に児童の様子や年間行事を含めた保育内容の引き継ぐとともに、設備面や近隣の状況等を含む対象施設の全体像を把握します。

また、事業者の職員が対象施設で行われる職員会議、カリキュラム会議等へ参加することにより情報交換を行う機会を設け、両者が良いチームワークをつくり、円滑な民間移行に向けた意識づくりを醸成します。

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は保育内容・引き継ぎ過程において、三者協議会での決定事項を事業者が履行しているかを調査し、検証を行うこと。この検証結果次第では、次の保育所の民営化取り組みを見直すこと。（他1件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者とともに市が素案に定める三者協議会による履行状況の確認を行うことを素案に定めております。なお、民間移行後の検証については、その必要性について認識しております。

(3) 合同保育の実施

入所児童と事業者の職員との信頼関係を築き、民間移行後の環境変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の引き継ぎをきめ細やかに行うため、準備期間のうち移行前の3か月間を予定し、合同保育を実施します。

具体的な内容としては、各クラスに次年度の担任となる予定の保育士が対象施設で保育にあたり、市立保育士と合同で保育を行うとともに、児童や保護者との信頼関係を築きます。

なお、合同保育の実効性を高める事を目的として、市は事業者と業務委託契約を締結し、当期間において委託料を支出します。

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 合同保育の期間が3ヶ月と短い。（同意見9件） ○ 合同保育が短いため、合同保育を少なくとも半年、できれば1年行うこと。（同意見9件） ○ 合同保育の期間は1年以上としてほしい。（同意見9件） ○ 合同保育は移行前3ヶ月及び移行後1年間としてほしい。（同意見1件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他市の事例等を研究し、3ヶ月以上とする方向性で検討を進めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員である前任保育士の民営保育所派遣については、各地の前例等を丁寧に調査し、府中市にあった形で必ず実施できるよう、努力すること。必要に応じ、条例の整備等準備を進めること。（同意見1件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他市の事例等を研究するとともに、現状の市の関係規定に基づき実施の可否を含めた検討を進めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き継ぎや合同保育の内容については、さらなる話し合いを進め、その場合も保護者代表を交えて協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者代表を含めた三者協議会により協議することとなります。

6 移行後の対応

(1) 三者協議会の継続

移行後においても引き続き一定期間（最長でも民間移行日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで）において、三者協議会を実施します。

市は、三者協議会の場を通じて移行後の運営状況及び移行に係る条件の履行状況等について確認するとともに、懸案事項の解決に向けた調整を行います。

(2) 市による確認・点検

ア 前任職員（保育士）の訪問

移行前の対象施設に勤務していた保育士が対象施設を訪問し、保育内容をはじめ様々な事業者職員にアドバイスをを行います。（移行後1年間に、各保育士2回程度）

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方（案）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 前任職員の訪問が「移行後1年間に、各保育士2回程度」は少ないのではないか。（同意見2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素案では、職員一人あたりの実施回数を目安をお示ししたものです。必要が生じた場合は、前任保育士が従事している業務に支障が生じない範囲内で実施に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 前任職員（保育士）の訪問の際には、事業者職員へのアドバイスだけでなく、子供と触れ合う時間をつくってほしい。また、実際に子供と 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見を参考にして、前任職員の訪問を実施してまいります。

触れ合っただけのアドバイスにしてほしい。	
----------------------	--

イ 市立保育所の施設長経験者の訪問

市立保育所の施設長経験者が対象施設を訪問し、事業者はその経験を生かしたアドバイスを行います。(移行後1年間に、月2回程度)

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方(案)
○ 前任職員や施設長経験者が訪問してアドバイスをすることとしているが、アドバイスを受け、どのように改善したのかをチェックする方法が不明。聞き流されて終わりでは困る。どのようなアドバイスを受け、どう改善したのかを保護者にも開示することを義務付けるべきである。	○ 三者協議会の場を通じて移行後の運営状況の確認を行うなかで、情報等の共有を図ってまいります。

ウ その他の支援

保育の質の維持向上のため、市が主催する保育士研修会への参加の呼びかけ、関係機関との連携等について支援していきます。

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方(案)
○ 保育士研修会への参加の呼び掛けではなく、研修会は義務化すべきである。(同意見3件)	○ 市の支援を規定するものであることから、ご指摘いただいた記載については、事業者募集要項において明記すべき事項と考えております。
○ 移行後1年間の訪問支援とは別に、現在増えている発達障害や被虐待児・対応困難な過程などに対応するため、保育管理という観点でスタッフを継続的に支援する仕組みも追加してください。	○ 児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。このことから、対象施設のみならず、他の私立保育園と同様の運営支援及び指導監督を行ってまいります。
○ 移行後の保育の質の向上のため、研修会への参加呼びかけの他、経済面で市が必要な援助を行い、運営状況を毎年監視していただくのが、市としての責任ではないでしょうか。(同意見5件)	(同上)

(3) 第三者評価の実施

福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者が義務づけていることから、第三者の視点により運営状況の評価を行い、移行後の保育サービスの提供状況を確認し、保育の質の向上を図ります。なお、この評価はインターネット等で広く公開します。

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方(案)
○ 3年以内の受審だけだと、その後の保育の質が保たれるとは限らないので、その後も少なくとも2～3年に一度は第三者評価を受審し、その結果を公表すべきである。	○ ご指摘いただいた記載については、事業者募集要項において明記すべき事項と考えております。

(関連事項)

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方(案)
○ 評価を行うだけでは不足。質の悪い事業者が引き受けている場合、それに代わる業者が居ないのであれば、市が責任を持って、保育を再実施すべき。(同意見4件)	○ 事業者については、素案のとおり選定することになり、優良な事業者が選定されることとなります。なお、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。このことから、他の私立保

	育園と同様に継続的な運営支援及び指導監督を行ってまいります。
○ 市として行う管理方法や運営団体が何かしらの理由で運営から退く場合の制約事項、対応方法を明記してほしい。(同意見1件)	(同上)

その他意見の概要

意見の概要	意見等に対する現状の市の考え方（案）
○ 市立保育所に民間活力を導入する目的が明確になっていない。現状の保育所の問題点をきちんと数値的に列挙すること。（同意見 26 件）	○ 平成 25 年度に策定予定の「今後の保育行政のあり方」において現状の課題及び施策展開の方向性をお示しいたします。
○ 民間活力の導入とありますが、私は市立保育所と私立保育所が両方あって切磋琢磨して府中の保育が充実・発展していつてもらいたいと思っています。	○ すべての保育施設において保育の質とサービスの向上に取り組むことはもとより、それぞれの施設や運営主体の特性や特徴を活かしていくことにより子育て支援全体の更なる充実・発展に取り組んでまいります。
○ 民営化することによってのメリット、デメリットは？（同意見 2 件）	○ メリットとしては、市民ニーズに対して柔軟で迅速性のある対応が可能になることが期待できます。また、デメリットとしては、移行時期における職員の入れ替わりに伴う児童処遇への影響でございますが、本市では他市の事例を研究し、児童の処遇への最善の配慮をおこないながら適切に民間活力の導入を進めてまいります。
○ 現状の保育所の課題に対して、現状の方式（民営化しない）で多様な保育サービスの提供に対応できない理由を明確にすること。障害児保育、アレルギー対応、一時保育こそが、公立が率先していくことではないか。（同意見 4 件）	○ これまで本市では、一時保育等の特別保育事業やアレルギー対応については、市内の私立保育園が率先して取り組んでいた経緯があります。また、市立保育所が保育サービスを拡充しようとする場合は、原則として全施設での一斉実施が求められるため、私立保育園に迅速性や柔軟性の点で優位性があると考えております。
○ 民間委託する一番の理由は、人件費削減であることを再認識した。保育の質の低下は市としてはすでに予想しているのではないか。（同意見 3 件）	○ 児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。限られた財源や資源をより効率的かつ効果的に活用することにより、保育サービスの活性化や子育て支援サービス全般の充実を図ることを目的としております。
○ 府中市の保育料は他市町村と比べると、比較的安価に抑えられているとのことなので、多少の負担を市民に求める措置は考えられないか。（同意見 5 件）	○ 今般の民間活力の導入とは別に、保育料については、利用者負担の公平性等を踏まえ、適正負担のあり方について検討を進める必要があると認識しております。
○ 市立保育所と同じ保育料（世帯収入に応じた既存方式）と同じと考えてよいか。（同意見 2 件）	○ 保育料は、認可保育所として市立保育所及び私立保育園も同一料金です。
○ 現職の保育士の方はどこに行く事になるのか。（同意見 3 件）	○ 原則として他の市立保育所や子育て支援関連の事務事業に従事することを予定しております。
○ 市の財源についても、見直しをはかるべきことは他にもたくさんあるはずで財政問題で削るなら子どもの保育や教育以外の所ですて下さい。（同意見 9 件）	○ 府中市行財政改革推進プランに基づき、市立保育所のみならず、市の所有する施設の全般に民間活力の導入の検討を進めており、既に一部の施設では民間活力の導入に向けた手続きを進めております。
○ 現在、保育所入所の募集を市で受け付け選考していますが、民営化するとどうなるのか。各施設での受	○ 認可保育所の入所申込は、市立保育所及び私立保育園ともに市が受け付けし、入所（園）決定を行っ

<p>付となると本当に入るべき人が入れなくなるのではないかと懸念します。(同意見2件)</p>	<p>ております。</p>
<p>○ 多様なニーズに応えるのであれば認可保育所の増設やニーズに対応した施設の増設で応えるべきです。(同意見4件)</p>	<p>○ これまで市では、ご指摘いただいた認可保育所の増設により多様化し増大するニーズに対応してまいりました。今後、限られた財源により市民サービスの充実を図るためには、不断の事務事業の見直し等を行うことが市の責務であることから、府中市公共施設マネジメント基本方針に基づき「施設総量の抑制・圧縮」を視野にサービスの拡充に努めてまいります。</p>
<p>○ 民間活力を導入することは、既に決定されていることなのか。なぜ、民間移行しなければいけないのか。どんな形で決定されたのか。(同意見8件)</p>	<p>○ 市立保育所の民間活力の導入については、府中市行財政改革推進プラン(平成22年度策定)及び府中市次世代育成支援行動計画後期計画(平成22年度策定)に基づき検討を進め、平成24年4月に府中市行政改革推進本部により、民間活力の導入を実施することを決定するに至っております。限られた財源や資源をより効率的かつ効果的に活用することにより、保育サービスの活性化や子育て支援サービス全般の充実を図ることを目的としております。</p>
<p>○ 民営化しなければならない理由があればやむを得ないと思います。その際は十分な説明と、ベテランの保育士を必ずつけていただきたいと思います。また慎重にやって実施して欲しい。(同意見2件)</p>	<p>○ 平成25年度に策定予定である「今後の保育行政のあり方」及び「当ガイドライン」に関する十分な説明を市民や保護者へ行うとともに、児童の負担に配慮しながら進めてまいります。</p>
<p>○ 民間移行施策全体に関する説明について市からの主体的な説明が必須と考えます。市長も直接説明会に出席し、保護者への説明責任を果たしてもらいたいと思います。(同意見3件)</p>	<p>○ 市民や保護者への十分な説明を行うとともに、児童の負担に配慮しながら進めてまいります。なお、説明会は原則として担当部課が責任をもって対応いたします。</p>
<p>○ 何かが起こった場合の責任問題はどのように対処するのか。(同意見10件)</p>	<p>○ 児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。</p>
<p>○ 練馬区や横浜市では、民営化に対して裁判沙汰になっている。そのような他行政の問題事例を踏まえて、そうならないような提案項目を記載して欲しい。 ○ ガイドラインについても、今まで他の自治体で裁判になる程の失敗例もあることですし、ちゃんと失敗例を吟味して考えて頂きたいです。(同意見2件)</p>	<p>○ 他市の事例等を参考にし素案を作成しております。なお、今後においても適切な実施が図られるよう更なる検討・研究に努めてまいります。</p>
<p>○ 「ガイドライン(案)」を読んでもの最初の感想として多かったのは、「よく分からない」でした。(同意見2件)</p>	<p>○ 可能な限り分かりやすい表現と今後の保護者説明会等により、十分にご理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>○ ガイドラインには、当事者の子どもたちに、誰が、いつ、どのようなかたちで、保育所が民営化されて先生たちがみんな入れ替わることについて説明するのか、明記されていません。</p>	<p>○ 今後、当事者となる児童については、保育所を含めた保育課の職員及び保護者から説明を行うこととなります。職員の入れ替えについては、民間移行に伴い十分な引き継ぎや合同保育を実施し児童処遇に配慮してまいります。</p>
<p>○ 運営団体である社会福祉法人も、今後少子化で園</p>	<p>○ 素案でお示ししている事業者候補者の社会福祉法</p>

<p>児が減ることを見据え、わざわざ名乗りを上げる社会福祉法人の意図がはっきりしない。(同意見1件)</p>	<p>人は、社会福祉事業を担う公益法人であり、営利を目的とする法人ではありません。また運営に支援がないよう、国、東京都及び府中市により必要な運営支援を行っております。</p>
<p>○ 上層部及び新しい市長が早くに大きな実績を残したい気持ちが先走っているのかと感じてしまいます。</p>	<p>○ 府中市行財政改革推進プランに基づく適切な判断であると認識しております。なお、府中市総合計画においても行財政改革を実施することにより計画を推進することとしております。</p>
<p>○ 民間移管後も現在の保育所名を採用してほしい。クラス名、個人のマーク等も。</p>	<p>○ お申し出のご要望につきましては、第三者協議会により検討してまいります。</p>
<p>○ 全体を貫いているのは、長年にわたって行政と市民が協力して築き上げてきた府中市の保育行政における公的責任の事実上の放棄であり、容認できません。</p>	<p>○ 児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。今般の市立保育所における民間活力の導入を一つの契機として、子育て支援全体の更なる充実・発展に取り組んでまいります。</p>
<p>○ 児童全員が退所後の条件はなく、職員配置等がゆるみ人員削減等、保育士の勤務条件悪での退職者増加による交代等が考えられなくもない。それは子供たちへの負担に直結するものである。このことを防ぐ為にも、引き続き、職員配置と保育の質を保つ為の第三者評価は必要であるし、子供の権利に基づく市側の責任に繋がると考える。</p>	<p>○ 素案における条件規定の経過後も、運営費の支弁者として市が指導監督を徹底してまいります。</p>
<p>○ 東京都全区町村が民間委託を進めた場合、優良な保育士の取り合いになり、より質の高い市区町村に保育士が流れる危険性がある。保育所内では保育士の異動の頻度が高くなり、園児の精神上、悪影響となる。そのことへの対応について市の説明が不十分である。</p> <p>○ クラスの先生方の構成(年齢や人数など)、そして何よりも子どもへの愛情をもち、個々の子どもの育ちを大切にしてくれる保育士の配置をして頂けることを強く望みます。保育士の人柄等の人的資源につきましては特に、事前の調査や引継ぎ等を含めまして市の方でしっかりと見極めて頂きますよう、よろしくお願い致します。</p>	<p>○ 当ガイドラインに基づき事業者の選定を行うことにより、民間活力の導入を適切に実施いたします。なお、運営状況については、第三者協議会や第三者評価制度の実施を通じ、十分な確認・把握に努め、必要な対策を講じてまいります。</p>
<p>○ 「民営化に求められる最低条件10か条」(保育園を考える親の会)を参考に送付いたします。ぜひ府中市でも参考にしてください。(同意見1件)</p>	<p>○ 参考に拝見させていただきます。</p>
<p>○ 移行後の保育内容や経営について条件をつけて募集する、公正な選定基準を設ける、選定基準の骨子や選定方法を公開する、選定委員会などをつくり専門家や現場経験者の目を入れるなど、十分な時間をとって行うべきと思います。</p>	<p>○ お申し出いただいたご意見につきましては、ガイドラインの素案に盛り込み作成しているものと考えております。今後、保護者等への十分な説明を行ってまいります。</p>